

## お支払いする保険金のご説明【団体総合生活補償保険】＜傷害補償(MS&AD型)＞

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

### ケガに関する補償

#### ■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、加入者証に被保険者として記載された方をいいます。

#### ■傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容

被保険者（補償の対象となる方）が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。

※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

(注) 「就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約」がセットされた場合、職業または職務従事中（通勤途上を含みます）に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。

(注) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注) 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害入院 保険金	<p>事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合</p> <p>※ 事故の発生の日からその日を含めて保険証券に記載された免責期間が満了するまでの期間をいいます。</p>	<p style="text-align: center;"><b>傷害入院保険金日額</b> × <b>入院日数</b></p> <p>※ 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1事故につき、保険証券に記載された傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。</p>	<p>(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失</p> <p>⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦ 被保険者に対する刑の執行</p> <p>⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。</p> <p>① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2</p> <p>② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒</p> <p>※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動車セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>(3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故</p> <p>② 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故</p> <p>ア. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間（ウ. に該当しない「自動車または原動機付自転車をを用いて道路上で競技等(*2)をしている間」を除きます）</p> <p>イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法・態様により、乗用具(*1)を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等(*2)に準ずる方法・態様により、自動車または原動機付自転車をを使用している間」を除きます）</p> <p>ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車をを用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法・</p>
傷害手術 保険金	<p>事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合</p> <p>※ 手術とは、次の診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象なりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創傷処理</li> <li>・ 皮膚切開術</li> <li>・ デブリードマン</li> <li>・ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術</li> <li>・ 抜歯手術</li> <li>・ 歯科診療固有の診療行為</li> </ul> <p>② 先進医療(*1)に該当する診療行為(*2)</p> <p>(*1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。</p> <p>(*2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます。</p>	<p>1回の手術について次の額をお支払いします。</p> <p>① 入院中に受けた手術</p> <p style="text-align: center;"><b>傷害入院保険金日額</b> × <b>10</b></p> <p>② 上記①以外の手術</p> <p style="text-align: center;"><b>傷害入院保険金日額</b> × <b>5</b></p> <p>※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。</p> <p>※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとし、</li> <li>・ 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。</li> <li>・ 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません（欄外のお支払例をご参照ください）。</li> </ul>	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			<p>態様により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間</p> <p>③被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>(※1) 乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等をいいます。</p> <p>(※2) 競技等とは、競技、競争、興行もしくはこれらのための練習または乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転もしくは操縦をいいます。</p> <p style="text-align: right;">など</p>

支払対象期間：傷害入院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券に記載された期間をいい、この期間内の入院についてのみ保険金をお支払いします。

手術保険金支払対象期間：事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

[手術保険金お支払例]

超音波骨折治療法を3回受けた場合



- ・ 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。
- ・ 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。